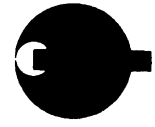


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〈告 示〉	〇土地利用基本計画の変更に係る公表（資源調整課）	二
〇特約業者の指定の取消し（税務課）	〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（金融・商業振興課）	二
〇右同	〇建設業法による建設業者の処分（監理課）	二
〇農業振興地域の区域変更（農政課）	〇建築基準法による一団地の区域（建築課）	三
〇土地改良事業の施行同意（耕地課）	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
〇右同	〇少年補導員の委嘱	四
〇都市計画の変更（都市計画課）	〈警察本部告示〉	
〇右同		

告 示

奈良県告示第百三十二号
 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号 第一百条第一項の規定により、奈良県奈良県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。
 平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社藤井孝治商店	藤井 進人	五條市須恵一丁目八一―五	平成十九年七月一日

奈良県告示第百三十三号
 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号 第一百条第一項の規定により、奈良県桜井県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。
 平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
今村 正博	磯城郡三宅町伴堂四九二	平成十九年四月二十日

奈良県告示第百三十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、昭和四十八年三月奈良県告示第六百九十六号で指定し、昭和五十三年九月奈良県告示第三百五十三号、昭和五十四年一月奈良県告示第六百二十六号、昭和五十六年九月奈良県告示第三百五十一号、昭和六十年八月奈良県告示第三百二十六号、平成四年十二月奈良県告示第四百六十六号及び平成十三年五月奈良県告示第九十三号で区域を変更した大和郡山形市に係る農業振興地域について、別図の斜線で示す部分に該当する土地

の区域を除外するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、奈良県農林部農政課において縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年十月四日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（頭首工）	西竹田地区
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（農道）	佐味地区
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（機械揚水）	宮古地区
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（用排水路）	矢部地区

奈良県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十九年十月四日次の表の上欄の者から協議のあ

つた土地改良事業の施行を同意した。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	事業名	地区名
生駒市長 山下 真	水と農地活用促進事業(ため池整備)	鬼取新池地区

奈良県告示第百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第八十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
大和郡山市下三橋町の一部

奈良県告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第八十八条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

公 告

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画用途地域
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
大和郡山市下三橋町の一部

奈良県土地利用基本計画を平成十九年十月十二日に変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九條第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県企画部資源調整課及び大和郡山市役所まちづくり推進部都市計画課に備え置いて一般の閲覧に供します。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

変更した土地利用基本計画の要旨
大和郡山市の一部の農業地域の縮小

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年十月十二日から平成二十年二月十二日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 チェリータウン桜井
所在地 桜井市大字上庄二七八-1
- 二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置

- (変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり
- (変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり
- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の位置

- (変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり
- (変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前五時から午後八時まで
(変更後) 午前六時から午後八時まで

三 届出年月日
平成十九年十月四日

四 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間
平成十九年十月十二日から平成二十年二月十二日まで

六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八條第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 処分をした年月日
平成十九年十月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
田中建設株式会社
吉野郡十津川村野尻三四番地

代表取締役 田中忠儀

一 奈良県知事許可(特)二六 第一一五二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

注1 停止を命ずる営業は、公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を発注者から請け負う営業及び

他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部

を請け負う営業をいう。

注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規

則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である

建設工事をいう。

注3 「民間工事」とは、前記注2以外の建設工事をいう。

注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和

三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に

2 期間

平成十九年十月二十日から同年十一月三日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

田中建設株式会社は、平成十八年八月三十一日を審査基準日とする経営事項審査を

受審するに当たり、経営規模等評価申請書に事実と異なる内容を記載のうえ提出し、

その結果を含めて算出された総合評定値を使用して、奈良県及び十津川村の入札参加

資格の申請を行った。

このことが、建設業法第二十八条第一項第五号に該当すると認められる。

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をし

します。

平成十九年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

香芝市上中一六番、一七番の一、二部、一八番の一、二部、一九番、二〇番、二一番の

部、二番の二部、三番の一、三番二、二四番一、二四番二、二四番三、二五番

二六番及び二七番並びに今泉三六四番一、三七七番の二部、三七八番、三七九番、三

八〇番、三八一番、三八二番及び三八四番一

二 認定年月日

平成十九年九月十八日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県土木部建築課

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

一 許可番号

平成十九年五月一日第七八一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月三日第六七八〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月三日第四二四三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市逢坂五丁目三、四番地ノ一、三、四番地ノ四、三、四番地ノ五、三、四番地

ノ六、三、四番地ノ七及び三、四番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂五丁目八三番地 奥山幸男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂五丁目三、四番地ノ四

下水道 香芝市逢坂五丁目三、四番地ノ四の一部

一 許可番号

平成十九年五月十五日第七八一三三三三三

平成十九年八月二十九日第七八一三三三三三

平成十九年九月二十六日第七八一三三三三三

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月四日第六七八一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月四日第四二四四四号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡安堵町東安堵一四四番地ノ四、一四四番地ノ六、一四四番地ノ七、一四四番

地ノ八、一四四番地ノ九、一四四番地ノ二、一四四番地ノ一、一四四番地ノ一五、

一四四番地ノ一六、一四四番地ノ一七、一四四番地ノ一八、一四四番地ノ一九、一四

四番地ノ二〇、一四四番地ノ二一、一四四番地ノ二四及び一四四番地ノ二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町六七番地ノ二七

株式会社喜多興産 代表取締役 喜多亜希子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町東安堵一四四番地ノ四

下水道 生駒郡安堵町東安堵一四四番地ノ四の一部

一 許可番号

平成十九年八月九日第八〇一八四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月一日第六七七九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月一日第四二四四四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四六六番地及び四七〇番地ノ三の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町一四九番地
カヤマ興産 加山光夫

五 公共施設の種類の位置及び区域
道路 天理市西井戸堂町四六六番地及び四七〇番地ノ三各一部
下水道 天理市西井戸堂町四六六番地及び四七〇番地ノ三各一部

警察本部告示

奈良県警察本部告示第78号

奈良県少年補導に関する条例(平成18年3月奈良県条例第57号)第12条第1項の規定により、少年補導員を委嘱したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月12日

奈良県警察本部長 坪田 眞 明
少年補導員の氏名及び連絡先

奈良県奈良警察署の管轄区域 13名

氏名	連絡先
荒平 豊	奈良市三條大路1丁目1番1号 奈良県奈良警察署生活安全課
有地 秀樹	0742-33-0110
今西 弘和	
岡崎 義泉	
木下 泰彦	
木村 義則	

坂根 康平	
庄野 拓	
中窪 章二	
西川 敏博	
日浦 敏弥	
森 光司	
山村 章展	

奈良県奈良西警察署の管轄区域 7名

氏名	連絡先
大畠 秀和	奈良市学園南3丁目9番22号 奈良県奈良西警察署生活安全課
加藤 秀夫	0742-49-0110
金池 良通	
北野 定雄	
澤田 悦幸	
本郷 泰弘	

山口 哲夫	
-------	--

奈良県生駒警察署の管轄区域 2名

氏名	連絡先
永曾 一彦	生駒市東松ヶ丘6番20号 奈良県生駒警察署生活安全課
播磨 勝行	0743-74-0110

奈良県郡山警察署の管轄区域 3名

氏名	連絡先
谷村 達士	大和郡山市杉町250番地4 奈良県郡山警察署生活安全課
丹羽 宏之	0743-56-0110
東田 一徳	

奈良県西和警察署の管轄区域 5名

氏名	連絡先
石井 正幸	北葛城郡王寺町葛下1丁目7番9号 奈良県西和警察署生活安全課
市原定典	0745-72-0110
新藤 和彦	

中岡 義久	奈良県桜井警察署生活安全課
前田 春美	

奈良県天理警察署の管轄区域 8名

氏名	連絡先
井上 武幸	天理市田部町22番地4 奈良県天理警察署生活安全課 0743-62-0110
大仲 賢	
川端 誠良	
小松原 一雄	
瀧谷 賢司	
山村 達也	
吉田 一正	
吉村 寿正	

奈良県桜井警察署の管轄区域 3名

氏名	連絡先
内浦 純二	桜井市大字三輪49番地の1

楠木 正浩	奈良県桜井警察署生活安全課 0744-46-0110
堀内 秀規	

奈良県守礼警察署の管轄区域 2名

氏名	連絡先
沢邊 浩一	守礼市藤原区萩原1953番地の1 奈良県守礼警察署生活安全課 0745-82-0110
徳地 末広	

奈良県田原本警察署の管轄区域 3名

氏名	連絡先
今井 美奈子	磯城郡田原本町大字御町24番地の1 奈良県田原本警察署生活安全課 0744-33-0110
村田 弘貴	
森村 高博	

奈良県橿原警察署の管轄区域 3名

氏名	連絡先
西本 達也	橿原市四条町618番地の1 奈良県橿原警察署生活安全課 0744-23-0110
山田 豊人	

山本 恵昭	奈良県高田警察署の管轄区域 6名

奈良県高田警察署の管轄区域 6名

氏名	連絡先
北川 賢	大和郡高田市神楽3丁目1番9号 奈良県高田警察署生活安全課 0745-22-0110
沢田 立夫	
田 測 太	
西森 卓也	
東 宏 樹	
数ノ内 武彦	

奈良県御所警察署の管轄区域 3名

氏名	連絡先
春田 晋司	御所市1573番地 奈良県御所警察署生活安全課 0745-63-0110
南 勝紀	
我妻 学	

奈良県五條警察署の管轄区域 4名

氏名	連絡先
青谷 良信	五條市今井4丁目4番50号 奈良県五條警察署生活安全課
岡本 伸王	0747-23-0110
寒川 正悟	
吉川 健治	

奈良県吉野警察署の管轄区域 1名

氏名	連絡先
上田 量夫	吉野郡吉野町大字橋屋185番地の1 奈良県吉野警察署生活安全課
	0746-32-0110

奈良県中吉野警察署の管轄区域 2名

氏名	連絡先
田名後 健太郎	吉野郡大淀町大字下瀬389番地の1
吉田 浩	奈良県中吉野警察署生活安全課
	0747-53-0110

奈良県十津川警察署の管轄区域 1名

氏名	連絡先
----	-----

勝山 直人	吉野郡十津川村大字小原225番地の1 奈良県十津川警察署生活安全係
	0746-63-0110

以上6名

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇一

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二三五七三三

【定価】 一か月 三十五百円 一部売りの一枚につき四十六円（共に送料別）

本誌は再生紙を使用しています。